加えて、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律を踏まえ、都道府県は医療的ケア児等支援センターを設置し、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害児者の支援ニーズを把握した上で、医療的ケア児等及び重症心身障害児者に対する総合的な支援体制を推進する必要がある。医療的ケア児等支援センターには医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーター（以下「医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター」という。）を配置し、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援、医療、保健、福祉、教育、労働、防災等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務又は連絡調整並びに個別避難計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画をいう。）の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を行うこととする。

また、都道府県は、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族、学識経験者その他の関係者並びに保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等その他医療、保健、福祉、教育、労働、防災等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「協議会関係機関等」という。）並びに協議会関係機関等の業務に従事する者（以下「関係者等」という。）により構成される医療的ケア児等支援地域協議会（医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十八条の二第一項に規定する医療的ケア児等支援地域協議会をいう。以下同じ。）を設置することができる。医療的ケア児等支援地域協議会では、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことが必要である。また、医療的ケア児及び重症心身障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、関係者等が協議していくことが必要である。

医療的ケア児等支援センター及び医療的ケア児等支援センターに配置される医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターは、医療的ケア児等支援地域協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うことが重要である。

指定都市、中核市及び特別区においては、こうした都道府県の取組とも連携を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて医療的ケア児等支援センター及び医療的ケア児等支援地域協議会を設置することにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族に対する総合的な支援体制を推進することが重要である。

市町村においては、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育、防災等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係機関等の関係者が連携を図るための協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等に関するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合

加えて、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を踏まえ、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、地域における医療的ケア児等の支援ニーズを把握した上で、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を推進する必要がある。医療的ケア児支援センターには医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行うこととする。

市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合